

独立した第三者保証報告書

株式会社みずほフィナンシャルグループ
執行役社長 坂井 辰夫 殿

当監査法人は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社がグリーンボンドを発行するに際して、2018年3月31日現在における以下の主題情報がすべての重要な点において規準に適合しているかについて、限定的保証業務を実施した。

1. 主題情報と規準

保証対象となる主題情報は、別添“Use of Proceeds Statement”に記載された“Net Proceeds from Note Issuance”、“Loan to Mizuho Bank”及び“Use of Proceeds as of March 31, 2018”である。主題情報を作成する規準は、“Mizuho Financial Group, Inc. Green Bond Framework”^{*1}である。当監査法人は個々のプロジェクトの持続可能性に関する便益に対して何らレビューも保証も行っていない。

2. 経営者の責任

経営者の責任は、規準に従って主題情報を作成し、適切な記録を維持することにある。これには、不正又は誤謬を問わず重要な虚偽表示のない主題情報を作成し適切に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

3. 当監査法人の責任

当監査法人の責任は、主題情報がすべての重要な点において規準に準拠して作成されているかどうかについて、限定的保証の結論を表明することにある。当監査法人は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務(the International Standard on Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information)」(国際監査・保証基準審議会^{*3})に準拠し、限定的保証業務を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当監査法人が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当監査法人が実施した手続は、不正又は誤謬を問わず重要な虚偽表示のリスクの評価をはじめとして、職業的専門家としての判断に基づいている。当監査法人の結論は、会社の内部統制に対して保証を提供するものではない。

当監査法人は、限定的保証の結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

4. 当監査法人の実施した手続

当監査法人の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、以下を含んでいるがそれらに限定されない。

- ・ 会社が主題情報に関連して作成した方針や手続の評価
- ・ 上記方針や手続を理解するための会社担当者への質問
- ・ 対象プロジェクトが適格性要件を満たしているかの確認
- ・ 試査による根拠資料との照合
- ・ 再計算
- ・ 重要な仮定や他のデータに関する根拠資料の入手、照合

5. 当監査法人の独立性と品質管理

当監査法人は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、「職業会計士に対する倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)」(国際会計士倫理基準審議会^{*2})に定める独立性を遵守した。また当監査法人は、「国際品質管理基準第1号(International Standard on Quality Control 1)」(国際監査・保証基準審議会^{*3})に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

6. 報告書の利用

限定的保証業務における当監査法人の責任は、合意した条件に基づいて、会社の経営者にのみ負うものである。従って、目的にかかわらずそれ以外のいかなる個人や組織に関しても責任は負わない。第三者はグリーンボンド発行に関して全て自己のリスクにおいて依拠するものとする。主題情報を作成する規準が、あらゆる第三者の目的に応じて適切かどうかに関する意見は表明しない。

7. 結論

当監査法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が規準に準拠して算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

EY新日本有限責任監査法人
東京
2018年9月10日

*1 <https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/business/greenbond/index.html>

*2 International Ethics Standards Board for Accountants

*3 International Auditing and Assurance Standards Board

みずほフィナンシャルグループのグリーンボンドフレームワークにおける調達資金の用途

みずほフィナンシャルグループは、2018年3月31日現在の「資金用途報告書」の完全性、正確性および有効性について責任を有しています。

グリーンボンドの発行を通じた調達資金の全額と同額がみずほ銀行に融資され、みずほ銀行は以下に詳述する既存および新規の適格グリーンプロジェクトへの融資に充当します。当該グリーンボンドの調達資金が適格グリーンプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金はオーバーナイト取引やその他の短期金融商品に投資されます。

以下は、みずほフィナンシャルグループのグリーンボンドフレームワーク*における調達資金の用途の抜粋です。

適格グリーンプロジェクトは以下の条件すべてを満たすものです。

- (i) 下記の適格プロジェクトカテゴリー(a)から(c)の少なくとも一つ以上に該当していること
- (ii) エクエーター原則における評価上、カテゴリーB またはカテゴリーC に分類されること
- (iii) みずほ銀行によるプロジェクトへの融資は、関連グリーンボンドの発行日から遡って24ヶ月以内に実施されたものであること、または発行日以降に実施されるものであること

エクエーター原則（Equator Principles）において、

カテゴリーAのプロジェクトとは環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないものを指します。

カテゴリーBのプロジェクトとは環境・社会に対して限定的な潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響の発生件数が少なく、概してその立地に限定され、多くの場合は回復可能であり、かつ、緩和策によって容易に対処可能なものを指します。

カテゴリーCのプロジェクトとは環境・社会に対しての負のリスク、または、影響が最小限、または全くないものを指します。

適格プロジェクトのカテゴリー

適格グリーンプロジェクトとされるためには、以下のプロジェクトカテゴリーの少なくとも一つに該当することが必要です。

(a) 再生可能エネルギー

風力、太陽光、太陽熱、バイオマス（原料が、持続可能な資源、または生きた森林を伐採して調達されるバイオマス発電を除く）、地熱、発電量が25メガワット以下の小規模水力の再生可能エネルギーの開発、建設、運営に関する事業。

(b) クリーンな運輸

公共交通機関および鉄道輸送、非電動輸送（自転車等）、電気自動車の製造、複合輸送の拡大と改善のためのインフラ・技術の開発、運営、更新に関する事業。

(c) 汚染の防止と管理

廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電等の汚染防止・管理のための施設の開発、建設、運営に関する事業。

*グリーンボンドフレームワークについては、以下の「フレームワーク」を参照。

<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/business/greenbond/index.html>

みずほフィナンシャルグループ 資金使途報告書 (2018年3月31日時点)

1. 債券発行による調達額

500 百万ユーロ

(みずほフィナンシャルグループ 500 百万ユーロ 0.956% シニア債 2024 年満期)

2. みずほ銀行への貸付

500 百万ユーロ

3. 2018年3月31日現在の資金使途状況

(百万)

貸付者	カテゴリー	サブカテゴリー	プロジェクト数	貸付日 (年 / 月)	残高 (ユーロ換算額)
みずほ銀行	再生可能エネルギー	太陽光発電	15	2015/10 ~ 2018/3	402
		風力発電	4	2016/5 ~ 2018/3	98
合計					500

調達資金のうち、適格グリーンプロジェクトへの運用割合

100%